

公益財団法人箕面市国際交流協会賛助会員規則

2012年(平成24年)	8月9日	規則第2号
改正2013年(平成25年)	3月19日	規則第5号
改正2020年(令和2年)	11月20日	規則第2号
改正2021年(令和3年)	3月19日	規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人箕面市国際交流協会（以下「協会」という。）定款第4条に掲げる事業の円滑な推進を図るため、定款第45条第4項の規定により賛助会員の入会及び退会並びに会費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員の区分及び会費)

第2条 賛助会員の区分及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人の場合は、個人会員とし、会費は、1口3,000円以上とする。
- (2) 法人の場合は、法人会員（団体を含む。）とし、会費は、1口10,000円以上とする。

2 賛助会員が既に協会に納入した会費は、これを返還しないものとする。

(賛助会員の資格)

第3条 賛助会員の資格は、所定の方法により、必要事項を登録のうえ、前条に規定する会費を協会に納入することにより、その資格を取得するものとする。

(会費の使途)

第4条 協会は、会費収入を公益目的事業に使用するものとする。ただし、毎事業年度における会費収入の50パーセント以下については、法人会計に使用することができる。

(資格期間)

第5条 賛助会員の資格期間は、次のとおりとする。

- (1) 会費を現金又は金融機関への振り込みにより支払った場合は、入金日から3月31日までとする。
- (2) 会費をクレジットカードで支払った場合は、次のとおりとする。
 - ①都度決済手続きを行った場合は、前号と同じ。
 - ②継続決済手続きを行った場合は、第7条の退会の手続きを行った日までとする。

(権利義務)

第6条 賛助会員は、会費の納入の他、何等の義務を負わないものとする。

2 賛助会員は、協会誌をはじめとする各種催し等の情報を随時受け取り、また協会が主催するイベント並びに講演会等に優先的に参加することができる。

3 賛助会員は、協会が主催又は紹介する国際化ボランティア活動に参画することができる。

(退会)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第5条第1号により会費を支払った賛助会員については、退会の申し出があったとき。
- (2) 第5条第2号により会費を支払った賛助会員は、クレジットカードの会費の引き落

としの中止手続きを行ったときする。

(3) 賛助会員が死亡したとき

(除名)

第8条 協会は、賛助会員が協会の目的に反し、又は協会の名誉を著しくき損したときは、これを除名することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、この法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、財団法人箕面市国際交流協会賛助会員規則は、その効力を失うものとする。
- 3 この規則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。